



令和 6 年 3 月 8 日

日本下水道事業団

香川県と災害支援協定を締結しました

日本下水道事業団（JS）は、災害発生時において下水道施設に被害が発生した場合に、現地調査等の災害支援活動が迅速に開始することができるよう、香川県と災害支援協定を締結しましたので、お知らせいたします。

1. 協定締結日

令和 6 年 3 月 1 日（金）

2. 協定対象施設

1. 終末処理場

大東川浄化センター、金倉川浄化センター

2. ポンプ場

綾南第一中継ポンプ場、綾南第二中継ポンプ場



大東川浄化センター



金倉川浄化センター



綾南第一中継ポンプ場



綾南第二中継ポンプ場

（参考）

災害支援協定とは、下水道法及び日本下水道事業団法の一部改正（平成 27 年 5 月 20 日公布、同年 7 月 19 日施行）により創設された災害時維持修繕協定で定めるべき事項に加えて、災害査定に必要な資料作成、現地調査、災害査定への立会等の事項についても定めた、災害時における包括的な支援協定を、JS と地方公共団体との間で締結するものです。

<問い合わせ先>

日本下水道事業団 中国・四国総合事務所

総務・協定課長 鎌田

TEL : 086-244-7331 / E-mail : Kamatah@jswa.go.jp